

新島崎川水系河川整備計画
流域協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は「新島崎川水系河川整備計画流域協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新島崎川水系河川整備計画の策定にあたり、幅広い視点から助言を得ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は長岡地域振興局地域整備部長が依頼する委員によって構成する。

(会長)

第4条 協議会には、委員の互選により会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員が職務を代行する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は長岡地域振興局地域整備部長が必要と認めるとき開催し、会議の議長は会長がつとめる。

(事務局)

第6条 協議会事務局は、長岡地域振興局地域整備部に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承諾を得て定めるものとする。